



嘉建第324号
平成19年4月27日

国土交通省道路局長 様

嘉島町長 荒木 泰



中期的な計画の作成にあたってのご意見の提出について (回答)

平成19年4月2日付け国道企第114号で依頼のありましたこのことについて、別紙のとおり回答いたします。

道路整備の中期計画について

道路整備は、基本的な社会資本の整備であり、道路特定財源は、道路整備のための重要な財源である。また、道路特定財源は、道路利用者が道路整備のために負担しているもので、道路整備のためだけに使われるべき財源であり、一般財源にするのであれば、まず暫定税率を本来の税率に戻したうえで、税制全体のなかで議論すべきである。

本町は熊本都市圏に位置し、通勤・通学等のために通過する車両が大変多く、事故の発生率も非常に高い。町道整備は、町民のための生活用道路の整備が最優先であると考えているが、通勤・通学等で利用される方々のための幹線道路の整備など大規模な事業については、町単独での整備は財政的に厳しいので国庫補助等を有効に活用し整備しているところであるが、道路利用者の形態に応じた補助率の変更など、柔軟な補助制度の在り方も求めるものである。

また、熊本県（熊本都市圏）の道路整備については、渋滞の緩和、安全対策などさまざまな目的をもって整備が進められていると思われるが、環状道路の整備や国・県・市町村道と合わせた道路ネットワークの整備を、さらに集中的かつスピーディーに取り組まれんことを望んでいる。

今後は道路施設の維持補修などに多額の支出が予想されるので、維持補修等に対する補助制度の拡充を図って頂き、既存施設の長寿命化などの問題に対応していければと考えております。